平成２５年（フ）第１４号
島根県出雲市中野美保北３丁目３番地１ＹＯＵなかのＢ―102
債務者　保科　眞弓
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２７０８号
札幌市清田区北野４条３丁目３番21号
破産者　有限会社カネコ商事
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８１号
茨城県小美玉市小川1399番地
破産者　クボタ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３８号
栃木県鹿沼市上石川843番地15
破産者　有限会社ドリームハウス
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６３号
宇都宮市西川田町949番地４　メゾンシャルマン36Ｂ棟102号、前住所栃木県日光市足尾町2148番地２
破産者　田中　裕美（旧姓金子）
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８５４号
山口県萩市大字土原479番地６、開始決定時の住所東京都武蔵村山市残堀２丁目82番地の７
破産者　茅根　達雄
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９８号
相模原市南区旭町８番22号
破産者　株式会社ミノル設備工業
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８６号
三重県度会郡南伊勢町宿浦1274番地
破産者　奥村　一彦
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８号
京都府舞鶴市北浜町16番地の８
破産者　株式会社東田設備
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
福島県二本松市郭内１丁目195番地15
破産者　株式会社トランス・テクニカル・システムズ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
福島県いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔43番地
破産者　有限会社いわき豊食品
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６０３号
岐阜県各務原市金属団地186番地
破産者　株式会社伊藤製作所
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番６号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目７番16号同光ビル内
破産者　ニシマツコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６号
和歌山県田辺市新庄町2462番地
破産者　牟婁木材株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６２３号
鹿児島県鹿児島市城山町２番８号
破産者　開成建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９３８号
横浜市金沢区能見台東11　ビーコンヒル能見台サウスビル９―403、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目10番21号
破産者　平田　全利
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７００号
札幌市豊平区西岡４条１丁目９番15号
破産者　望月　好明
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山６番地９、申立時の住所青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃５番地３
破産者　斎藤　　岳
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部